

学内等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（抜粋）

令和2年5月28日策定

令和2年7月30日改訂

令和3年3月1日改訂

学生及び教職員の健康・安全の確保と大学の事業の継続を目的に、学内等における具体的な場面を想定し、次のとおり対応策を講じるものとする。

なお、本マニュアルは、今後の感染状況や国・自治体の対応方針に応じて随時更新する。

学生寮における対応

1 感染予防意識の向上方策

- (1) 寮生の感染予防への意識向上のための対応は、「キャンパス内における対応」を準用する。
- (2) 寮生対象の留意事項の周知により、感染予防対策の徹底を図る。

2 施設内における環境整備（施設課・寮監・業務委託職員）

感染拡大のリスク低減のため、寮内環境の整備に当たっては、「キャンパス内における対応」を準用する。

3 感染予防のための寮生の行動

(1) 各寮生共通事項

- ① 全員マスクを着用し、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ② 共用スペースで過ごす時はマスクを着用する。
- ③ 個人用の体温計を実家から持参し、毎日朝食前、帰寮後に検温を行い、記録し寮監に報告する。
(風邪の症状等疑わしき状況がある場合は速やかに寮監に申し出る)
- ④ 寮生同士の部屋の行き来、外泊、友達、家族の不要不急の来訪は当面禁止とする。(帰省は可)
- ⑤ 生活必需品の買い物を除き、不要不急の外出は自粛し、アルバイトは当面禁止とする。
- ⑥ 部屋の換気はこまめに行い、掃除を徹底する。
- ⑦ 門限時間を、当面20時に変更する。
- ⑧ 廊下ではマスクを着用した上ですれちがうときなどは、会話は最小限に、ソーシャルディスタンス（1m以上の間隔をとる）を心掛ける。

(2) 天神寮生の場合

- ① トイレ使用後は各自便座、ふたなどを消毒する。
- ② 食事は対面せず、片面方向に間隔をあけて座り、静かに喫食する。食事終了後は各自でテーブルを消毒する。
- ③ 風呂は当面シャワーのみとし、密にならないよう時間差で使用する。
- ④ 寮室は当面1人部屋とする。
- ⑤ パソコン室の使用は予約制とし、オンライン授業を優先とする。

⑥ テレビ室の使用は当面禁止とする。

(3) 行幸寮の場合

① 食事は部屋で1人で食べる。グループでの食事は当面禁止とする。

② ラウンジの使用は予約制とし、オンライン授業を優先とする。テレビ、ビデオ視聴、飲食、雑談は当面禁止とする。席は決められた椅子に間隔を空けて座る。(定員15名まで)

③ ピアノ室の使用は一人1日1時間とし、複数での入室を禁止とする。

4 寮監の取組

(1) 寮監は全員マスクを着用し、自らだけでなく、寮生にも手洗いや手指の消毒を徹底させる。

(2) ドアノブ、電源スイッチ等をこまめに消毒する。

(3) 寮生が不要な外出、集団での談話をしていないか注意観察し、順守できていない寮生へ注意指導する。

5 感染が疑われる者が出た場合

(1) 感染症への感染が疑われる寮生が出た場合は、次のとおり対応する。

① 経過観察

・天神寮では1人部屋の場合は自室に待機、相部屋の場合は療養ルームに隔離

・行幸寮では自室に待機

② 該当する寮の寮監は、速やかに学生の所属するキャンパスの学生課長に報告する。

③ 学生課長は、学生部長に報告する。

④ 学生部長は、学長、危機管理委員長及び法人本部長に報告する。

⑤ 学生課長は、保健室と対応を協議するとともにかかりつけ医または「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」(神戸市)に電話連絡し、指示を仰ぎ、学生部長及び保健室長と今後の対応を協議する。

⑥ 学生課長は、当該学生の保証人に連絡し、対応について報告する。

⑦ 経過及び対応について、両キャンパス学生部での情報共有を図る。

(2) 夜間緊急時に疑いのある者が出た場合

① 寮監は、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」(神戸市)に電話相談し指示を仰ぐ。

② 速やかに該当学生の所属するキャンパスの学生課長に報告する。

・「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」(神戸市)
078-322-6250 (専用ダイヤル) (土日祝含む24時間)

6 感染者が出た場合

(1) 寮生が感染症と診断された場合には、次のとおり対応する。

① 学生課長が感染者を探知した場合は、学生部長及び事務部長に速やかに報告する。

② 学生部長はその保健所の指示内容に基づき、寮内の感染拡大防止に努める。

③ 学生部長は学長、危機管理委員長及び法人本部長に報告する。

(2) 感染者が出た寮は、保健所の指示に基づき、保健室と協力して他の寮生全員の健康状態を観察する。発熱等の認められる学生がいる場合は、前項「5 感染症への感染が疑われる者が出た場合」に基づき対応する。また、寮内について必要な消毒作業を行う。

- (3) 寮内に感染症のクラスターが発生した場合、対策本部は寮を閉鎖するかどうか検討し、判断する。寮を閉鎖する場合でも、保健所が濃厚接触者に特定した寮生等について、寮での健康観察を指示する時は寮に留め、2 週間の経過観察を行う。それ以外の寮生については、原則として保証人の自家用車により帰省し、自宅で健康観察をする。

その他（参考資料）

このマニュアルと併せて、次の資料を参照すること。

- 令和2年6月5日付け2文科高第238号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）
文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

(参考2)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成